

## 新潟医療福祉大学動物実験実施規程

## (目的)

第1条 新潟医療福祉大学動物実験指針(平成23年10月5日)に基づき、新潟医療福祉大学の教員とその共同研究者および学生の動物実験室の利用に際し、動物実験室の適切な維持管理を行うため、この規程を定める。

## (動物実験室)

第2条 動物実験室は、実験動物を恒常的に飼養若しくは保管または動物実験等を行う施設・設備であり、実験実習棟4階の動物実験室を指す。

2 新潟医療福祉大学動物実験委員会(以下「委員会」という)は、動物実験実施者に対して教育訓練を開催して、利用上の留意事項を周知する。

3 委員会は、動物実験室の鍵の管理を行う。実験期間中は、委員会から「動物実験責任者」へ鍵の貸与を行うので、責任を持ってその管理に努めるものとする。

## (動物および飼料の取扱い)

第3条 実験動物は、関連法令および指針等に基づき適正に管理され、微生物モニタリングの成績を公表している機関から導入しなければならない。

2 実験動物および飼料等、実験室使用に要する物品は、利用者の責任で調達する。

## (動物の飼育)

第4条 動物の飼育に当たり、動物実験実施者は次の事項を誠実に履行するよう努めるものとする。

(1) 委員会が主催する教育訓練を受講し、適切な飼育方法の理解に努める。

(2) 実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切な給餌・給水を行う。

(3) 床敷の定期的交換、飼育ケージの定期的交換・洗浄・消毒など適切な飼育管理を行う。

(4) 「動物室」を清潔に保ち、床の定期的清掃に努める。

(5) 実験目的以外の障害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うとともに、速やかに委員会へ報告する。

(6) 飼育条件(空調設備の設定温度、湿度)の設定は、委員会との協議でこれを定める。

## (動物の実験)

第5条 動物実験の実施に当たり、動物実験実施者は次の事項を誠実に履行するよう努めるものとする。

- (1) 委員会が主催する教育訓練を受講し、適切な実験方法の理解に努める。
  - (2) 動物実験計画書に記載された事項および次に掲げる事項を遵守する。
    - ① 適切な麻酔薬等の利用
    - ② 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む）の配慮
    - ③ 適切な術後管理
    - ④ 適切な安楽死の選択
  - (3) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行う。
  - (4) 動物の実験（解剖、手術、サンプリング）を動物実験室外で実施する場合、その実験室は次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
    - ① 実験動物が逸走しない構造および強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
    - ② 排泄物や血液等による汚染に対して清掃、消毒が容易な構造であること。
    - ③ 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への影響を防止する措置がとられていること。
- 2 動物実験責任者は、動物実験が適正に行われるように動物実験実施者を管理・指導しなければならない。

（汚物、死体の処理）

第6条 動物の汚物や死体の処理に当たり、利用者は次の事項を誠実に履行するよう努めるものとする。

- (1) 動物の汚物や死体は、中身の見えない黒色ポリ袋などに密封し専用フリーザー(動物実験室内)へ入れる。
- (2) 血液、糞便または尿の付着したゴミおよび死体の処理は専門業者に依頼をする。

（その他）

第7条 動物実験責任者は、動物実験を行おうとするときは「動物実験計画書」（別紙様式第1号）を学長に提出し、委員会の審査を経て承認を受けなければならない。

- 2 実験動物を搬入した際には、「実験動物搬入届」（別記様式3）に必要事項を記載し、動物輸送ケースに添付してあるラベルを搬入届に添付して、委員会に提出しなければならない。

- 3 実験動物を屠殺後、専用フリーザー内へ保管する際には、「実験動物死体保管届」（別記様式4）を委員会に提出しなければならない。
- 4 計画された動物実験がすべて終了した後は、「動物実験終了報告書」（別記様式2）を委員会に提出しなければならない。
- 5 委員会は、利用者の動物実験室利用状況を定期的にチェックし、不都合が認められる場合は実験責任者に報告し改善を求めることができる。
- 6 「動物実験室」の維持管理上問題が生じた場合、利用者は、委員会に相談し、その指示に従う。また、維持管理を著しく損なう行動がある場合、委員会は、その利用の中止を命ずることがある。
- 7 地震等自然災害や火災が発生した場合若しくは予知される場合には、「新潟医療福祉大学動物実験室における災害対策マニュアル」に従うこととする。

（事務）

第8条 この規程に関する事務は、事務局総務部総務課が行う。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、総務会および大学院委員会の議を経て学長が行う。

附則

この規程は平成25年1月9日から施行する。

附則

この規程は平成26年12月3日から施行する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は2019年1月8日から施行する。